

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十一月二十七日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

秋田県教育委員会規則第三十七号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当に係る在職期間） 第六十七条の六 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～五 略</p> <p>六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 （一）・（二） 略</p> <p>（三） 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、公立大学法人（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）その他の教育委員会が人事委員会と協議して定める法人において、その職員の職務に密接に関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定める期間</p> <p>七～九 略</p> <p>（勤務した期間に相当する期間） 第六十七条の十一 育児休業条例第七条第一項の教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者</p>	<p>（期末手当に係る在職期間） 第六十七条の六 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～五 略</p> <p>六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 （一）・（二） 略</p> <p>七～九 略</p> <p>（勤務した期間に相当する期間） 第六十七条の十一 育児休業条例第七条第一項の教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者</p>

の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 略

三 休職にされていた期間（第六十七条の六第二項第六号（一）から（三）までに掲げる期間を除く。）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一・五 略

六 休職にされていた期間（第六十七条の六第二項第六号（一）に掲げる期間並びに同号（二）及び（三）の休職の期間のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定める期間を除く。）

七・十五 略

の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一・二 略

三 休職にされていた期間（第六十七条の六第二項第六号（一）及び（二）に掲げる期間を除く。）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一・五 略

六 休職にされていた期間（第六十七条の六第二項第六号（一）に掲げる期間及び同号（二）の休職の期間のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定める期間を除く。）

七・十五 略

附 則

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する。